

亀岡市一般廃棄物最終処分場維持管理計画

一 飛散、流出

一般廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないよう、覆土、転圧締固め等のほか、飛散防止ネットの措置をする。フィルム状の廃プラスチック類等の飛散しやすい一般廃棄物の場合は、埋立作業中及び埋立作業終了後速やかに、覆土、転圧締固めを行う。

二 悪臭

悪臭が最終処分場の外に発散することのないよう、覆土、消臭剤の散布等を行う。

三 火災

火災の発生を防止するために、埋め立てる一般廃棄物に対して覆土を行うとともに、可燃性の発生ガスを排除できる設備を設け、また、火災発生時に備え消化器、消火栓を設置する。

四 衛生害虫等

埋め立てる一般廃棄物は、即日覆土を行いねずみ及び蚊、はえその他の害虫の採餌ができないように埋め立てるが、発生した場合は、薬剤散布にて駆除する。

五 囲い

みだりに人が立ち入るのを防止するため囲いを設置し、囲いが破損した場合には補修、復旧する。

埋立処分が終了した埋立地を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合は、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにする。また、一般廃棄物の最終処分場であること及び埋立地の状況に応じた利用にあたっての注意事項がわかるように、埋立処分以外の用に供する場所またはその周囲に立札、標識を設置する。

六 立札

立札その他の設備の前に物を置く等して表示が見えないようにしない。

立札その他の設備が汚損し、または破損した場合は補修、復旧する。

また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。

七 擁壁等の点検

擁壁等の点検は、地上に現れている部分に対する視認をする。また、沈下等の有無を確認する。

破損する恐れがある場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案して適宜設定する。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

八 遮水工の砂等による被覆

遮水シート、ゴムアスファルト等を用いる遮水工にあつては、埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損傷しないよう、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面に砂等を敷き、保護する。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用い、厚さを五十センチメートル以上とする。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いる。

遮水工の下地は極力平坦にすることとし、岩盤部においてはモルタル吹き付けを行う。

九 遮水工の点検

遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認性等より、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損または恐れがある場合には修復等を行う。

定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して1ヶ月に1回実施する。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。

一〇 地下水等の水質検査

地下水等の水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が生じていないことを確認するために行う。

水質検査を行う地下水については、最終処分場の周縁の観測井4箇所から採取する。

十一 埋立処分開始前の地下水等の検査

電気伝導率及び塩化物イオン濃度は、汚染物質の混入に対する応答性がよいことから地下水等検査項目に加えて測定する。

ただし、検査を行う地下水等の電気伝導率または塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合は測定を省略する。

十二 埋立処分開始後の地下水等の検査

地下水等検査項目の測定は、一年に一回以上行い記録するが、検査を行う地下水等の電気伝導率または塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質悪化の状況等を的確に把握できないと判断される場合にあっては、六ヶ月に一回以上行う。

十三 電気伝導率または塩化物イオン濃度の測定

電気伝導率または塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して測定する。

十四 電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時の措置

電気伝導率または塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇する等異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行う。

十五 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水等の水質の悪化が認められた場合には、電気伝導率または塩化物イオン濃度を速やかに再度測定するとともに、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講じる。また、地下水等の水質の悪化が認められたことを都道府県知事等に連絡する。

十六 調整池の点検

目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、損壊する恐れがある場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

十七 浸出水処理設備の維持管理

浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、破損、機能不良、薬剤不足が判明した場合は、補修、改良、補充等を行う。また、放流水の水質検査の結果、排水基準を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じる。この場合、浸出水の量や質の予測不備、異状出水時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適等に起因することが多いので、これらの点に留意する。

水質検査の頻度は、放流水質基準及び測定回数一覧表による。

また、上記の他、日常においては、自動測定器で監視し管理基準値以下となるよう維持管理を行う。

十八 開渠の維持管理

開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておく。

十九 発生ガスの排除

通気装置を埋立処分の進行状況にあわせて埋立地に適宜配置する。

二十 開口部の閉鎖

埋立地の開口部からの一般廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、おおむね五〇センチメートル以上の厚さとなるようにする方法により閉鎖する。

二一 覆いの破損防止

一月に一回覆いの点検を行い、損傷の恐れがある場合には補修、復旧を行う。

二二 記録の作成及び保存

作成した記録は、廃止までの間保存する。

イ、埋め立てた一般廃棄物は各月ごとの種類及び量

ロ、擁壁等の点検を行った年月日及び結果

点検の結果、破壊の恐れが認められた場合に講じた年月日及び措置の内容

ハ、遮水工の点検を行った年月日及び結果

ニ、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質検査

ホ、地下水及び放流水を採水した場所及び年月日及び結果の得られた年月日及び水質検査結果

ヘ、地下水等の水質悪化が認められた場合の措置を講じた年月日及び措置の内容

ト、調整池の点検を行った年月日及び結果

点検の結果、破壊の恐れが認められた場合に講じた年月日及び措置の内容

チ、浸出水処理施設の点検を行った年月日及び結果

点検の結果、機能に異常が認められた場合に講じた年月日及び措置の内容一般廃棄物の種類及び数量を記録する。

また、擁壁等の点検、放流水の検査、遮水工の補修等を行った場合は、その結果を記録する。

二三 埋立方法

一日の作業終了時の即日覆土の他、埋め立てる一般廃棄物の厚さは三メートル以下とし、一層ごとに中間覆土五〇センチメートルで埋立てを行う。

二四 騒音・振動

騒音・振動対策として、低騒音型重機を使用するとともに、重機、自走式破碎機、空き缶圧縮機等が同時集中稼働しないようにする。

排水基準

放流水

項目	排水基準値	測定回数
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	4回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L 以下	4回/年
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L以下	4回/年
鉛及びその化合物	鉛0.1 mg/L以下	4回/年
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	1 mg/L以下	4回/年
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L以下	4回/年
砒素及びその化合物	砒素0.1 mg/L以下	4回/年
シアン化合物	シアン1 mg/L以下	4回/年
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	4回/年
トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	4回/年
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4回/年
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	4回/年
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	4回/年
一・二・ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	4回/年
一・一・ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	4回/年
シス一・二・ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	4回/年
一・一・一トリクロロエタン	3 mg/L以下	4回/年
一・一・二トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	4回/年
一・三・ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	4回/年
チウラム	0.06 mg/L以下	4回/年
シマジン	0.03 mg/L以下	4回/年
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	4回/年
ベンゼン	0.1 mg/L以下	4回/年
セレン及びその化合物	セレン0.1 mg/L以下	4回/年
ほう素及びその化合物	ほう素10 mg/L以下	4回/年
ふっ素及びその化合物	ふっ素8 mg/L以下	4回/年
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L以下	4回/年

水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下	1回/月
生物化学的酸素要求量	60 mg/L以下	1回/月
化学的酸素要求量	90 mg/L以下	1回/月
浮遊物質	60 mg/L以下	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L以下	4回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下	4回/年
フェノール類含有量	5 mg/L以下	4回/年
銅含有量	3 mg/L以下	4回/年
亜鉛含有量	5 mg/L以下	4回/年
溶解性鉄含有量	10 mg/L以下	4回/年
溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下	4回/年
クロム含有量	2 mg/L以下	4回/年
大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下※	4回/年
窒素含有量	120 mg/L以下 (日間平均60 mg/L以下)	1回/月
燐含有量	16 mg/L以下 (日間平均8 mg/L以下)	4回/年
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	4回/年
備考		
1. 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 表中の※は、日間平均を示す。		

地下水

項目	排水基準値	測定回数
アルキル水銀	検出されないこと。	4回/年
総水銀	0.0005 mg/L 以下	4回/年
カドミウム	0.01 mg/L 以下	4回/年
鉛	0.01 mg/L 以下	4回/年
六価クロム	0.05 mg/L 以下	4回/年
砒素	0.01 mg/L 以下	4回/年
全シアン	検出されないこと。	4回/年
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	4回/年
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	4回/年
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4回/年
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4回/年
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4回/年
一・二・ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	4回/年
一・一・ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	4回/年
シス一・二・ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4回/年
一・一・一・トリクロロエタン	1 mg/L 以下	4回/年
一・一・二・トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	4回/年
一・三・ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	4回/年
チウラム	0.006 mg/L 以下	4回/年
シマジン	0.003 mg/L 以下	4回/年
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	4回/年
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4回/年
セレン	0.01 mg/L 以下	4回/年
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	4回/年
電気伝導度または塩化物イオン	埋立開始前より明らかに 上昇しないこと。	1回/月
備考		
「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。		

管理基準

放流水

項目	管理基準値	備考
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下	
生物化学的酸素要求量	20 mg/L以下 (日間平均10 mg/L以下)	
化学的酸素要求量	90 mg/L以下 (日間平均10 mg/L以下)	
浮遊物質	30 mg/L以下 (日間平均10 mg/L以下)	
窒素含有量	120 mg/L以下 (日間平均10 mg/L以下)	
磷含有量	16 mg/L以下 (日間平均8 mg/L以下)	